

第2期王寺町教育ビジョン（教育振興基本計画）策定業務
公募型プロポーザル募集要項

令和7年4月4日

王寺町

1 募集要項について

この「第2期王寺町教育振興ビジョン（教育振興基本計画）策定業務公募型プロポーザル募集要項」は、公募型プロポーザル方式により事業者を募集及び選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務等の概要は次のとおりとする

（１）業務名

第2期王寺町教育振興ビジョン（教育振興基本計画）策定業務

（２）業務の目的

令和8年度から4年間を計画期間とする「第2期王寺町教育振興ビジョン（教育振興基本計画）」を策定するために業務の全般的な支援を行うことを目的とする。

（３）業務内容及び実施場所

第2期王寺町教育振興ビジョン（教育振興基本計画）策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）を参照。

（４）契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

（５）提案限度額

4,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 スケジュール

本プロポーザルに係るスケジュールは次のとおりとする。

内容	期日
募集要項の公表	令和7年4月4日（金）
質疑受付期間	令和7年4月4日（金）から令和7年4月11日（金）
質疑回答日	令和7年4月15日（火）
参加表明書等提出期限	令和7年4月17日（木）
参加表明書結果通知	令和7年4月21日（月）
企画提案書提出期間	令和7年4月21日（月）から令和7年5月8日（木）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年5月15日（木）
プロポーザル審査結果(特定・非特定)通知	令和7年5月19日（月）

4 参加資格

本プロポーザルへの参加資格を有する者は、参加表明時点で次に掲げるすべての条件を満たす者とする。また、参加者は、契約候補者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号）第167 条の4 第1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 町の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は、同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (5) 過去10年以内に地方公共団体における教育振興基本計画の策定業務の実績があること。
- (6) 本業務の主担当者は、過去10年以内の地方公共団体における教育振興基本計画の策定業務において、主担当者として業務実績のある人員であること。

5 募集要項の配布期間及び配布書類

(1) 配布期間

令和7年4月4日（金）午後3時から4月17日（木）午後5時まで

(2) 配布書類

ア 募集要項

イ 仕様書

ウ 第2期王寺町教育振興ビジョン（教育振興基本計画）策定業務審査評価項目（以下「審査評価項目」という。）

エ 本プロポーザル関係様式

6 応募及び参加の手続き

(1) 参加申込・受付の方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明を行うものとする。

ア 提出期間

令和7年4月4日（金）午後3時から4月17日（木）午後5時まで

（ただし、土日祝日及び平日正午から午後1時までを除く）

イ 提出書類

（ア）参加表明書（様式第1号）

（イ）法人概要書（様式第2号）

（ウ）類似契約実績書（様式第3号）

（エ）主担当者実績書（様式第4号）

（オ）企業単体の貸借対照表及び損益計算書（直近2 ヶ年）

- (カ) 印鑑登録証明書（3か月以内に取得したもの）
- (キ) 履歴事項全部証明書（3か月以内に取得したもの）
- (ク) 納税証明書(法人税、消費税、法人事業税及び法人住民税、それぞれ未納がないことを証明する納税証明書。参加表明書提出直前1ヶ月以内に発行されたもの。)
- (ケ) 「暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書」（様式第A号）
- ※（オ）～（ケ）については、令和6・7年度の王寺町入札参加資格を有する場合は提出不要。

ウ 提出場所

王寺町教育委員会 教育総務部学校教育課
〒636-0002 奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-18（やわらぎ会館2階）

エ 提出方法

書面を持参又は郵送により提出すること。郵送で提出する場合は、提出期限必着とし、発送日に次の連絡先に電話した上で、記録が残る方法で送付すること。
電話番号：0745-72-1031

(2) 質問の受付及び回答

業務内容等の質問は、電子メールによる提出とする。なお、回答についても電子メールにて通知する。

ア 質問受付期間

令和7年4月4日（金）午後3時から4月11日（金）午後5時まで

イ 質問回答日

令和7年4月15日（火）

ウ 提出方法

様式第5号「質問書」を次のメールアドレスに提出すること。
gakkou@town.oji.nara.jp
なお、募集要項及び仕様書に記載された事項以外の質問は受付けない。

(3) 参加表明書結果通知

令和7年4月21日（月）午後5時までに申込者全員に対して電子メールにより通知する。また、資格審査により参加が認められた事業者にはプレゼンテーション及びヒアリング日程の詳細を併せて通知する。

(4) 辞退について

参加表明、資格審査により参加が認められた事業者が提案を辞退する場合は、様式第8号「参加辞退届」に必要事項を記入、押印の上、提案書の提出期限までに書類等提出場所に提出すること。

7 提案方法及び提案の手続き

提案方法については次のとおりとする。

(1) 提出書類

- ア 提案書（表紙）（様式第6号）
- イ 提案書（様式自由）
- ウ 見積書（様式自由）
- エ 業務実施体制表（様式第7号）
- オ ア～エの電子データ

(2) 提案書等の提出

ア 提出期間

令和7年4月21日（月）午前9時から5月8日（木）午後5時まで
（ただし、土日祝日及び平日正午から午後1時までを除く）

イ 提出場所

王寺町教育委員会 教育総務部学校教育課
〒636-0002 奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-18（やわらぎ会館2階）

ウ 提出方法

（ア）書面

持参又は郵送により提出すること。郵送で提出する場合は、提出期限必着とし、発送日に次の連絡先に電話した上で、記録が残る方法で送付すること。

電話番号：0745-72-1031

（イ）電子データ

次のメールアドレスに提出すること。

gakkou@town.oji.nara.jp

エ 提案書の内容

（ア）審査評価項目に基づいて、「審査項目」順に、提案書を作成すること。

（イ）A4判用紙、縦型、横書き、左とじでページ番号をつけ、添付書類も含めA4判フラットファイルに綴じ、表紙及び背表紙を付けること。

（ウ）表紙（様式第6号）の次ページは目次とすること

（エ）提案書には、表紙（様式第6号）及び目次を除いたページ番号を一連で付番すること

（オ）ページ数は表紙（様式第6号）及び目次を除いて片面10枚以内とする。

（カ）書面の提出部数は8部とする。なお、表紙（様式第6号）は1部のみ使用し、ほか7部には使用しないこと。また、ほか7部については、会社名やロゴマーク等の作成者がわかる表示及び記載は行わないこと。

オ 留意事項

（ア）提出書類の差し替えは認めない。

（イ）提出書類は非公開とする。

(ウ) 提出書類は返却しない。

8 審査方法

(1) 審査

本町が設置する第2期王寺町教育振興ビジョン（教育振興基本計画）策定業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査評価項目及び基準に基づき審査を実施する。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

選定委員会において、提案書に基づきプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施する

ア 実施日時

令和7年5月15日（木）の本町が指定した時間

イ 時間配分

各者30分間（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）

なお、都合により変更する場合がある。

ウ その他

- ・プレゼンテーションは本業務の主担当者となる者が行うこと。

- ・出席者 3名まで

- ・準備物 パソコン等を使用する場合は、各自準備すること。

（プロジェクター及びスクリーンは町で準備するものとする）

準備・撤収は、審査前後に行うこと。

(3) 価格審査

提出された見積書について、審査評価項目及び基準に基づき審査を実施する。

(4) 提案の無効に関する事項

次の事項に該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 契約候補者の選定時点において募集要項の「4 参加資格」に掲げる資格のない者が提案しているとき

イ 所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき

ウ 提案に関して談合等の不正行為があったとき

エ 提案書類の虚偽の記載があったとき

オ 正常な提案の執行を妨げる行為をなすおそれがある者、又はなした者が提案したとき

カ 「2（5）提案限度額」に定める金額を超えたとき

キ 2つ以上の提案書を提出したとき。

ク その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

9 選定の方法

(1) 選定について

書類審査、プレゼンテーション審査及び価格審査を基に、「審査評価項目（100点）」により審査し、最高得点を得た者を契約の委託候補者とし、2番目に高い得点の者を次点者として特定する。参加事業者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の合計点数が満点の6割未満の場合は特定しません。最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、再度、審査員の投票により決定する。

(2) 審査の決定通知

選定結果については、審査を受けた提案者全てに対し、令和7年5月19日（月）午後5時までに電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行うとともに、本町ホームページに公表する。なお、選定に関する異議等は一切受け付けない。

10 留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する者は、募集要項、仕様書等を熟読し、遵守すること。また、本町の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げることや、他の提案者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければならない。
- (2) 本プロポーザルに参加する者は、最優秀提案事業者決定後において、募集要項の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議申し立てることはできない。
- (3) 提案に参加するために必要な費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提案、その他手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。また時刻は日本標準時とする。
- (5) 提出書類に含まれる著作権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。
- (6) 提案者から提出された書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本町が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要と認める場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、提案募集に係る公文書公開請求があった場合は、王寺町情報公開条例（平成15年条例第28号）に基づき、提出書類を公開することがある。